

## 社会福祉法人鑑石園役員報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鑑石園定款第21条の規程に基づき、役員報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう常勤とは所定週3日以上勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬等は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

### (常勤役員勤務報酬)

第3条 所定週3日以上業務にある役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1により月額報酬を支払うことができる。ただし、期末勤勉手当は支給しない。

2 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費の支出は、これを行わないものとする。

3 通勤手当については、職員の通勤手当支給基準に準ずる額とする。

### (出張旅費)

第4条 常勤役員が、法人及び運営業務等のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払うことができる。

### (兼務役員)

第5条 当法人の施設長等の職員を兼務する役員に対しては、本規程は適用しないものとする。

### (改正)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

### (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が理事会の承認を経て、別に定めることとする。

付則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報酬の額
常勤理事	100,000円